

## 研究の棗

### 日本古建築研究の棗 (第十三回)

工學博士 天 沼 俊 一

前號に尾道の淨土寺及び高神社の鬼板のことをかき、時間がなくて製圖が出来ぬから、遺憾ながら前者は掲載を見合はせるし、後者は本誌へではないがいつか圖示する折もあらう、と記しておいたが、此の秋にと心懸けてゐた豫ての計劃に齟齬を來したため、少しくひまが出来たので此れ等を第七十三圖の二として間へ割り込ませて此所へ掲げ、そして一度簡單に説明をしておく。

②は鎌倉時代のもので、眼と眼は一尺も離れてゐて小さいから、大きかるべき蕎麥饅頭は憐れな金盞眼となり、其上いやつて程額が出て、鼻との

間に二條の襷積さへある、だからこの顔をみると鬼瓦なんて感は起らず、まるで胎生學の本の挿繪——人や獸や鶏や蜥蜴の發生を比較した——をみてゐる様で、どうも負目にみたつて利口な顔とは思へぬ、そして此の顔面のついてゐる瓦は最早一枚板ではなく、内側は大分肉が削りとつてある上、顔のなか味は何もなく伽藍堂である。

③は蒲錐形で其面に桐紋をつけた疏瓦の瓦當を三つつけてある。疏瓦に桐紋を用ゆるのは桃山時代によくやつたので、伏見城や阿彌陀峰等から漆箔の桐紋瓦が出るのは人の知る所である、今でも

大徳寺の塔頭龍光院の扉には桃山の桐が行列してゐる位である。此の瓦についてゐるのは大分に瘠せてゐて形もよくないが、前號にもかいた通り丁

度鬼と獅子口との中間に位するものである、斯様な形のはさう多くあるまいが、これも大徳寺塔頭眞珠庵方丈の玄關の上に少なくとも一個ある、方丈の廣縁に立つてみるとよく判る。其形矢張蒲鉾形で、巴紋をつけた三つの疏瓦瓦當下には甚だ不得要領の唐草がついてゐる。時代は桃山であらうと思ふ、ことによつたら江戸かも知れぬが、さうなら極く初期と思はれる、こゝでは前に記した通り桃山にしておく。其面に澤山小さい孔をあけてゐるのは、裏面に取手がついてゐるのに、尙ほ一層しつかりと固定する爲めに針金を通して棟の内へ引張つたのであらう。

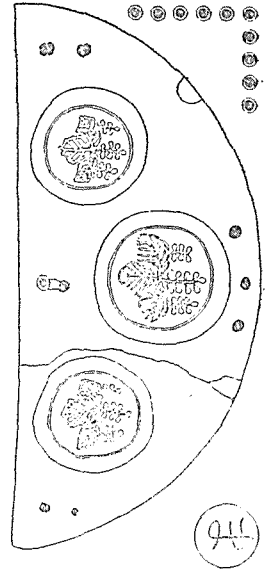
④は第七十三圖⑤とよく似てゐるが、あれよりは幾分時代は新しい様である、だから先づ江戸時

代の初めにしておいたのである、顔のつくり方はあれよりずつと簡單で、其上輪廓の巾も大分に廣くなつてゐる。

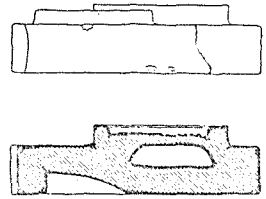
\* \* \* \*

鎌倉以降の鬼瓦の性質をかいてみると、瓦は一枚板もあるが、同時に中を刳りとつたものもある、併し室町以降になると大概は後ろから刳りとつてゐる、だから外觀は大變に厚いが、其實中は空だから割合に軽い。顔は多く前に出てくる。眼は室町以降蕎麥饅頭型は極めて少なく、大多數は椎實型で黒玉の小さい一種特有の形となり、角のある場合には室町に入つて初めて二本となるが、まだ幾分曲つてゐる、夫れが眞直若くは眞直に近くなるのは桃山からである、室町以降二本以上の角のあるのはない。また同時に全く無角のもあつた。

鎌倉以降は略式鬼瓦ともいふべき『鬼板』が出来た。初めは簡單であつたが、後には足元をつける



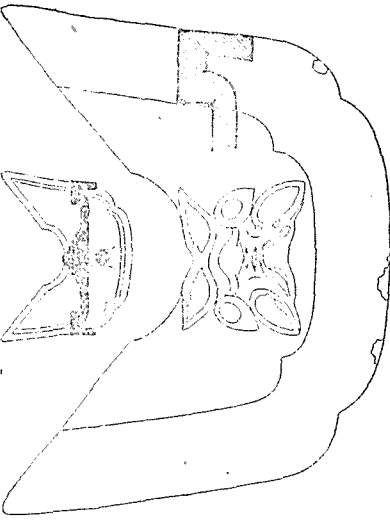
中郡府綴寺那多賀村多賀神社高中社



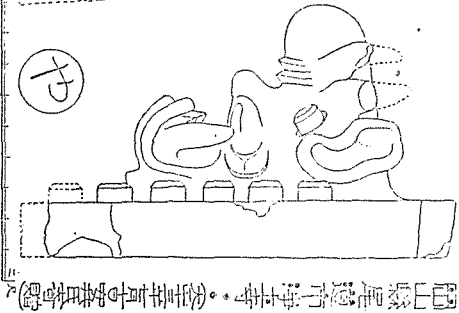
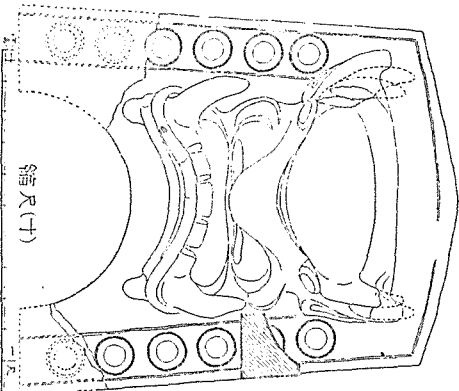
側面 中央断面

第七十餘圖之真  
鎌倉・村山・江戸時代  
鬼月參種

大正十三年八月  
築  
築  
築  
築  
築  
築



岡山縣尾道市... 淨土寺 (宗門外別當)



岡山縣尾道市淨土寺 (宗門外別當)

様になり、足元また發達して遂には鬼板不相當に大きなものになつて了つたのである。

## 第二十三 獅子口

『三才圖會』に

獅子口 方形而戴三鷄尾表作波文而安棟端以代

鬼瓦未知名義當時禁裏及門跡堂殿用之其他不用  
とある、此の書は正徳年間の出版だから、此時分  
獅子口は普通の民家には用ひられなかつたものと  
見える。中村達太郎博士の『建築字彙』には

棟飾ノ一種ニシテ經ノ卷ト稱スルモノヲ三ツ戴  
キ居ルモノナリ……之ヲ御所棟鬼板ト稱スル人  
アリ又紫宸口トモ唱フルコトアリ。ししぐちナ  
ル語ハ鷄尾ヨリししニ轉ジソレヨリししぐち  
ナリタルナランカ。又鬼板トノ區別ハ鬼板ニハ  
鳥衾一ツアレトモ獅子口ニハ經ノ卷三アルコト  
ナリ。サテ「虫吻」ヲ「ししぐち」ト訓シ終ニ其原

形ヲ失シタル現今ノ所謂獅子口ヲモ同名ニナシ  
タルナラン

『工匠技術之懷』には獅子口各部の割り出し方を  
詳細に記し、左の説明をつけてある、曰く

獅子口又云御所棟又云紫宸口ト云此名義不詳是  
者古

皇宮諸御殿棟上江爲安鎮之經机ニ三卷之經文ヲ  
備テ棟上江居タル其象ヲ木製シテ用ル又今ハ多  
瓦ニテ焼用ルナリト老人ニ傳承シタルヲ記ス、

(原文のまゝ)

とある、獅子口の定義は此の位で澤山だらうが、  
上にのせてある『經の卷』は三本とは限らぬ、五本  
のもある、昔しの繪巻物——例へば伴大納言繪詞・  
平治物語繪詞等——をみると五本のが澤山描いて  
あるし、實物は京都四條通の突き當り、八阪神社  
樓門に上つてゐる(第六十圖)。どうも經机に經文三卷  
をのせた形といふのは牽強附會であらう。其定義

は次の様にしてはいけなだらうか。

其形略ぼ梯形をなし、上端に經の卷と稱し瓦當を普通巴紋にて裝飾せる疏瓦の如きもの三個又は五個を乗せ、其面に普通二本の綾筋(又はし)と呼ぶ線及び一個の經の卷と同一文様の瓦當、側面には一個又は三個の夫れをつくる者とす。側面に於ける綾筋は近世のものに限り此れを有す少し長過る上に甚だ拙いが、かう書くのが一番完全に近い様ではあるまいか。『瓦當を普通巴紋にて裝飾せる』とかいたのは、例へば教王護國寺大師堂の様に『巴紋』の代りに『輪寶』をつけたのや、正倉院門の様に笹の葉をつけたの等もあるからである。

獅子口の起原を考へてみるにどうも鎌倉時代、以前にはなかつた様である。私の知つてゐる最古の例は法隆寺聖靈院内厨子唐破風上の夫れである。即ち第七十五圖(第四十)で、全體

に唐破風も低平だし、其上の獅子口は天井一ぱいについてゐるからかも知れぬが異常に丈低く、上に乗れる三個の經の卷の内、中央及其面のもの左右端のより直徑少しく大きい(兩端經二寸五分、中央同二寸八分、即ち九寸十)として兩端の夫れは全體が上に乗つてゐるから、落ちさうに見ゆることなく甚だ安定である、而して其面の綾筋も二條が平行せざる上、性質も巾さも皆異なつてゐる、即ち上のは細くて反り、下のは唐破風の如き波浪線をなし、面の飾巴を兩方から狹んでゐる。

各瓦當には⑤の④に示すが如き左卷の鎬強き鎌倉一流の巴紋がついてゐる、兩側面にも同様の裝飾巴がある、これを同圖⑥以下のに比較すると、そこに多大の差がある事は明らかである、そして屋内にあるせいか木彫であるが、我國最古の獅子口として他に類例なき洵に珍奇なものである。幸にして此の珍らしい獅子口は、當初のせたま

依然として今でも乗つてゐるから、誰人でも聖靈院へ參詣しさへすれば見ることが出来るが、惜しいことに江戸時代に金銅透彫の飾金具で瓦當を覆ふて了つたから、今ではこの鎬の強い「餓鬼巴」は見られぬ。即ち同圖⑤の㊦を㊧の面にあて、更に其上に㊨をあて、三個所で紙で止めてある、だから瓦當には綺麗な金色の「蛸蚪」が光つてゐる、併しこれは多分元祿前後頃にやつたものと見え、同じ蛸蚪でも脚は相當に長く、此の中間では大分上等の方である、だから左程貶さないでもいゝけれども、隠されてゐる餓鬼巴とは比較にならぬのは止むを得ない(餓鬼巴と蛸蚪の、説明は後にする)。

同圖④は宇治神社本殿のである、これも先づ當代としておいてよからう。此場合に於いては中央の經の卷は其輪廓上下に少しく延び、三本共大きく、綾筋下のご側面三個づゝの飾巴は少しく小さい上に、巴紋の方向が經の卷の夫れと反對で左卷

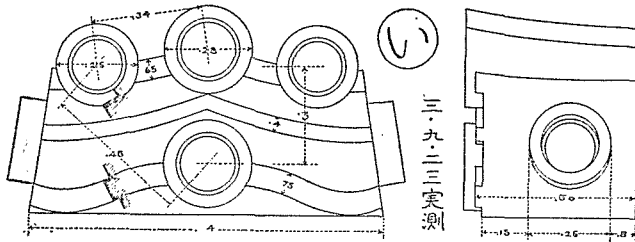
きである。經の卷間の唐草瓦に相當する部分は殆んど兩側面から突出して居らぬ、そして瓦全體としては可なり形は歪んでゐて、殊に其側面に於いて甚だしい。此瓦に於いて著名なる事實は、經の卷が三本共皆下に沈み安定な位置に在るのと、其兩端のもの形式に流れて了ひ、正面からみればいゝが側面をみると引繰返つて落ちさうであるのと二つである。聖靈院のに比べて餘り上等の出来とは言ひかねる。

室町時代の實例としては三種を擧げておく、何れも奈良の春日神社のもので、第七十五圖⑬・⑭・⑮の三つが夫れである。此等も或は前代に製造されたのかも知れぬが、瓦全體としては上部割合に平たく、經の卷間の唐草は兩方の耳が側面よりずつと飛び出してゐるし、經の卷三つも側面の瓦當も何れも其大きさが同一であるといふ様な點からみると、たゞ二つの例であるが曩に記した鎌倉時

第七十八圖 鎌倉室町時代

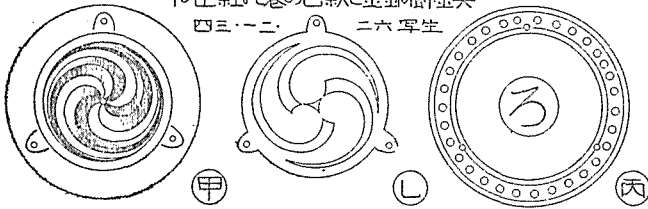
獅子口八種 大訂複製・三・九二・三〇

大和・法隆寺聖靈院内陣厨子唐破風上



い 三・九二・三〇実測

同上經巻の巴紋と金銅飾金具

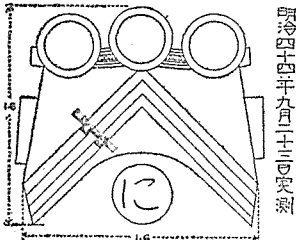


甲 乙 丙 四三・一一二 二六写生

奈良・春神社直會殿

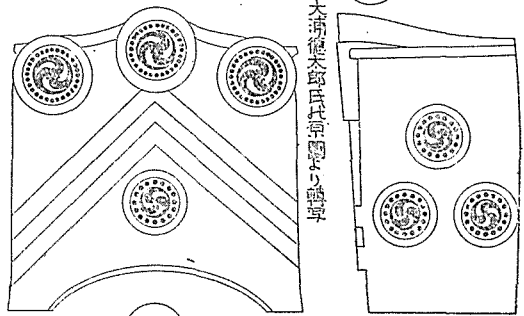
山城宇治・宇治神社本殿

は

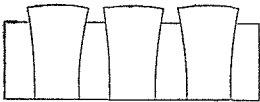


明治四十四年九月十三日実測

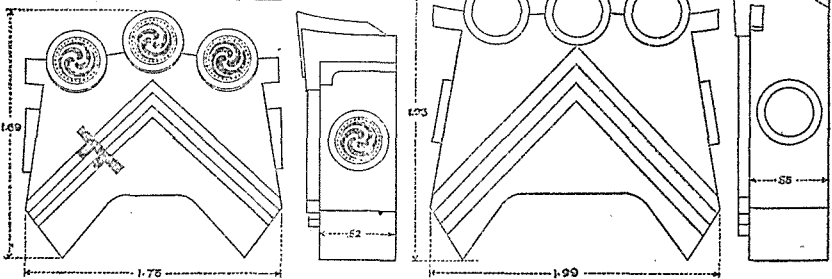
奈良・春神社寶庫



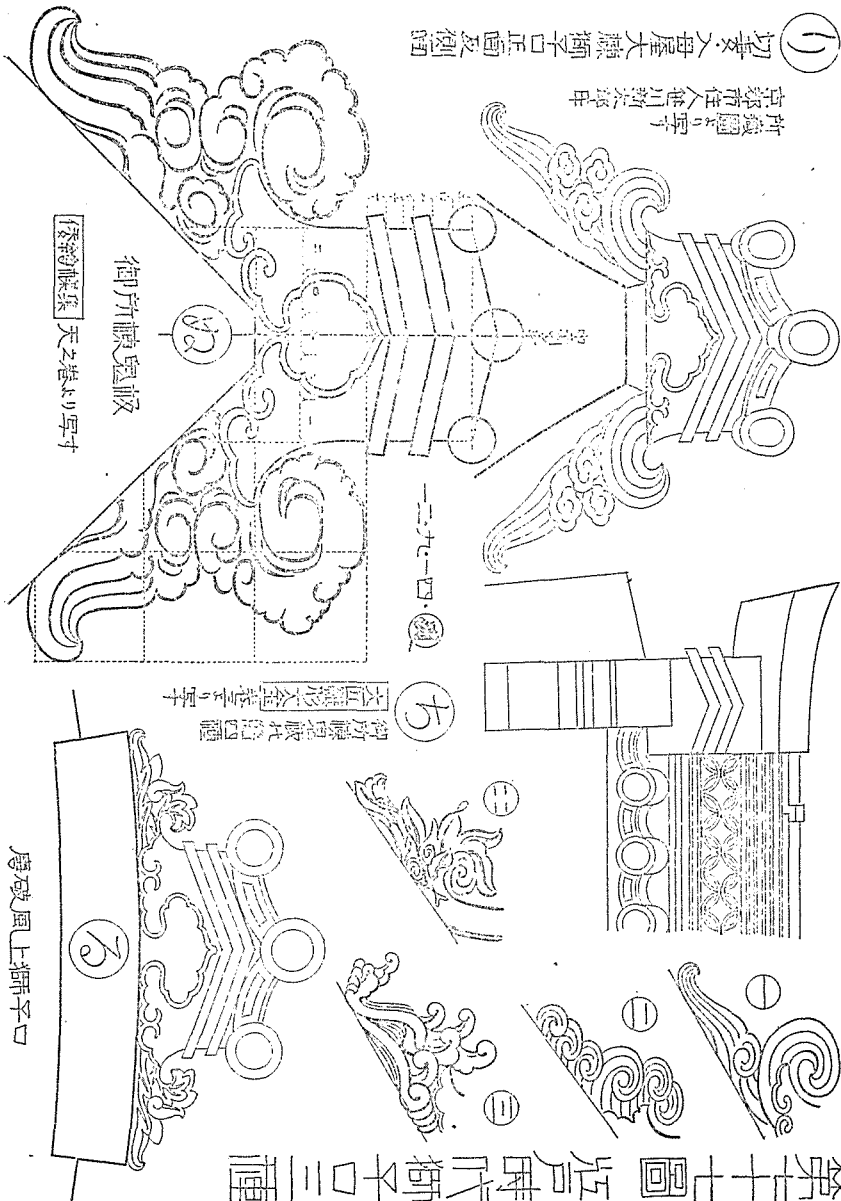
大和徳太郎氏氏算圖より轉写



は 奈良・春神社清浄門



架下土圖 近世時代獅子口三種



① 切妻大母屋大懸獅子口正面及側面

所藏 慶應義塾  
東京市住人池田新太郎氏

御所棟鬼板  
天の巻いり字

② 御所棟鬼板  
天の巻いり字

慶應義塾  
東京市住人池田新太郎氏



代のに比して幾分の差があるから當代迄で下げたので、別に確實な證據があるのではない。同市登大路町氷室神社門の大棟西側のもの亦當代のものと認められる。

五本の經の卷が並んでゐる八坂神社樓門の獅子口は言ふ迄もなく當代に屬するのである。

桃山時代 第七十六圖<sup>㊦</sup>によると、兩端の經の卷の外側に唐草の耳は出でず、瓦の下には足元が出来てきた。鬼でもさうであつたが、獅子口も亦然りである。兩端の經の卷が充分に瓦の上に乗つてゐるのも注意しておく事が必要である。

普通の疏瓦に於いて瓦當の巴紋は、鎌倉では何れも餓鬼巴であつたが、室町へ入るとぢきに尾の長い蛸蚪<sup>かへるこ</sup>になつた、そして桃山になつては随分にひどくなり、漆箔で光らしてあるから遠見は立派だが、近くでは貧弱極る巴紋が多かつた、然るに此の獅子口の巴紋はしつかりしてゐて中々いゝ出

來である。

江戸時代。雛形本から三つ許り引抜いておく。第七十七圖に於いて①の足元が可なり大きいのに氣がつくであらう、②に於いては殊に甚だしい、そして此場合に於いては各部の割出し方が決められて了つた、其上前代迄綾筋の下に經の卷と同じ様な巴紋をつけたのに、當代になつてから格狭間の様な形に變り、其下縁の線は左右に延長して不得要領の曲線になつたのである。③の中央經の卷を兩側のより大きくしたのは宜しいが、④・⑤・⑥の何れもの兩端經の卷の位置が漸く兩方に出て來た、即ち④・⑤では其中心が上端と兩側面との會交點に在るし、⑥では夫れよりもつと飛び出してゐる、其上①の側面圖に示してある様に前方へも大分に出て來たから、兩方へ轉げ落ちさうなのと同時に前方へも轉びさうであるから愈以て不安定である。勿論確かりとくつゝけて焼いてあるのだ

から落ちる筈はないが、落ちさうに見えて危くて仕方がない、かういふ感を觀者に持たせるのは良工の決してせぬ所である、木割に囚はれた結果は危い大きな獅子口を大棟の端へおく迄になつたのである。

故に斯様な瓦は大棟末端を裝飾するの用をなさずして、觀者に危険の感を抱かしむる厄介物である、殊に近世唐破風上のは全體を前へのめらせるから、そばへ寄つて上をみると今にも落ちて來さうで危くて近づき難い。此厄介物が殆んど總ての新しい宮でも寺でも紳士邸宅でも成金の別荘でも何でも彼でも少し大きな建物の屋根にのつてゐるのをみては、あんなでも註文者は立派に出來たと思つて喜んでゐるのだらう、知らないのは罪のないものだと轉た憐憫の情を催すのみである。

尙も一つ書く事がある、江戸時代のは綾筋が正面のみでなく側面にも廻り出した、これは同圖①

の側立面をみると判るであらう、②・③は正面圖から其綾筋が①と同じ様に側面に廻つてゐるのが直に想像出來るであらう。序ながら①の經の卷は餘り態とらしくていけない、もつといふ形は容易に出來る筈である。

⑤には足元四種を示しておいた、これは獅子口のごとしてあるが鬼のだつて同じである、でこれ等の足元が當代に屬すべき様式である事は、別に説明をせぬでも直に判るであらう。

\* \* \* \* \*

長野縣諏訪郡地方の獅子口は、經の卷が神明造の屋上にのれる勝男木の如く、中央太く前後細き圓棒に變じ、同じく落ちさうな危い位置につけてある、だから京阪地方の夫れに比して遙に危険の度が強く、到底第七十七圖の諸例の比でない、斯様なのは地方的特色と見えて何れのゝもかうなつてゐる、ごういふ考へで彼様な變挺なものを造り出

したのか。(大正十三年八月三十一日稿了)

\* \* \* \* \*  
 鬼瓦や獅子口の圖は、終りに近くなるに順序等が甚だ亂雜になつてゐる、理由は最初から揃つてゐたのだと、もつと順序正しく製圖が出来たのであるが、漸く手元にある丈けの材料で圖を作りかけ、又は作つて了ふとあきから材料が出てくる、捨るのは惜しいし、さりさつてかき直すのは大變だから夫れ等をまとめて新古混淆の圖が出来上る、さういふ様な都合でこんなものが出来て了つた、甚だ不都合で相すまぬが、ごうか幸棒して御覽を願ひ度い。

正 誤 表 (第九卷第  
三號の分)

頁	段の行	誤	正
一七	下の三	西大寺附勒、	西大寺樂師。
二九	下の二三	頁参照 四二。	四二頁 参照
二〇	下の 一	⑩は三方	⑩に三方
二一	上の 六	鴉尾附は。	鴉尾附の。
二八	下の 一	の卵隆起	の長卵形隆起
三三	下の 六	巴紋様に	巴紋の様に

同	下の 一五	建築の屋根	小建築の屋根
一三五	上の 五	棟さ云ひ傳へ	椽さ云ひ傳へ
一三六	下の 九	鬼瓦。	鬼瓦。

同頁上段第六行「太波なんか下げる設備はまるでないから」を削り、次の一句を『多分。これは経廠であつたのであらうと思はれる。』と訂正す。

正 誤 表 (第九卷第  
四號の分)

頁	段の行	誤	正
一二五	上の 七	綴喜郡	相樂郡
同	上の 八	東明寺	燈明寺

附 録

一。第九卷第二號第六十頁から第六十頁にかけて、門の本柱で男梁上の板幕股を狭んだのは、繪巻物でみる他實例では、奈良新樂師寺の東門、京都では教王護國寺灌頂堂の南門、大徳寺塔頭龍翔寺の平唐門等である、と書いたが、東福寺の六波羅門と勅使門とが何れも此の式である。實は本年三

月末に東福寺へ行つた時氣がついたが、つい今迄かく折がなかつたので延び延びになつてゐたのである。

二。前號第一二二頁下段より次頁上段へかけ、愛知縣大恩寺の鷗尾のことをかき、圖の寫しを得次第追加として掲げるつもりの由を記したが、あの原稿を編纂委員へ提出して了つた後、しばらくして受取つた『建築雜誌』五月號に『遼東の家』と題せる關野工學博士の續きもの、論說中、偶ま此寺の鷗尾が立派な圖入で出てゐた、夫れによると、『鯨の啣へたる鳥衾木に、左の刻銘がある。

左の鯨 弘治三巳年吉秀作者

右の鯨 熱田宮吉秀作

弘治三年……は、念佛堂の再建、天文二十二年を距ること、四年の後なれば、建物先づ成りて引續き厨子が造られ、鯨は此時に成つたのである、此鯨は左右同大同形にして、高さ九寸二三

分、其頭部は稍龍に似て體は鯉の如く、刺々の尾鰭を有してゐる、其形式は全く其後に見はれて來る、天守の鯨と殆同様である、即ち此形式は、天守の鯨の先驅であるのである云云』  
とある、私は最早此圖は今後入手しても本誌へ掲げるのは見合はせるから、希望の向は右雜誌の本年五月號(第三八輯第(四五三號))を見られ度い。

三。同第一二三頁下段より次頁上段にかけて、『三才圖會』所載の鷗尾の記事を引いておいたが、このころ不圖『漢事始』をみてゐたら、其中に次の様な記事を見出したから参考のためかいておく。

#### 鷗 吻

吳處厚か青箱雜記に云、海に魚あり虬尾にして鷗に似たり、浪を噴は則雨をふらす、漢柏梁臺災あり越の巫厭勝の法を上り、建章宮を起らるゝ時、鷗魚の像を屋背に設て以て火災を厭、今世の鷗吻是也

四。蘇格蘭の大都市 Glasgow の美術館は、階上には繪計りならべてあり、伊・蘭・西の名畫から現代の夫れに迄で及んでゐるが、今夫れ等に用はない。用のあるのは階下の方で、こつちは純然たる博物館であり、貧弱ながら日本のものも並んでゐる、此の中に拙い鬼瓦が一個あるが、其側面に『□□工人』泉州谷川、日下堅作』と二行にほりつけてあつた。上の方は『鬼瓦』かと思ふが背が足りず、背延びをしたが見えなかつた、瓦の下に次の説明が紙に記してあつた。

Ornamental tile for Gable Top. (Oni-Kawara), Sakutiken, Japan. (Presented by the Japanese Government).

堺縣といつた時代だから可なり昔した、だから仕方がないと言へば夫れ迄であるが、こんな拙いものを鬼瓦の標本であるかの如く考へて(?)寄贈するなんか甚以てよくない、其上、政府當局の説明

のしやうが悪かつたと見え、先方では其通り受賣して『切妻兩端の裝飾瓦』とかいて出してある。いふ迄もなく切妻に限つた事はなく降棟の末端にも用ふるし、入母屋の時も四注の時も用ふるのだから此の説明では不完全である、も一つ悪口をいふと、こんな不愉快極る拙劣な低能式顔面では到底 Ornamental tile なんてかくのは無理である、僭越である、宜しく Monster tile とか何とか訂正し、其上に D-shaped Specimen とでも書き足さねばならぬ代物であつた。

我國にもつと遙に上等な標本がなれば致し方がないが、かゝる墮落した拙劣なものを以て我國鬼瓦の標本であるかの如く思はるゝのは洵に遺憾である。當局に頭がなくて良否の區別がつかず、其上に建築に關する智識が不足だから、物も拙いし説明も不完全になつて了つたのである。

鬼瓦でないから、此所に記すのは少しく不穩當

かも知れぬが、序だからかいておく。伯林市にある *Völckande Museum* の日本の部に我國の石燈籠の小さい模型が三つ四つ並べてある、そして *Prof. Giecke* の説明がつけてある。

雪見型石燈の分

*Stein Laternen wie sie in Tempelgärten aufgestellt zu sein Pflegen, Japan.*

六角型石燈の分

*Stein Laternen in Tempelgärten gebräuchlich Modelle, Japan.*

模型も小さい丈けに、拙いには拙いが鬼瓦程のあらも見えず、説明も初めのは少しまづいが後の方は先づよろしい。

次回に萬國博覽會でもあつたら、其機を失せず古へより今に到る各時代の鬼瓦や石燈籠を模造して出品し、そしてつと充分な説明をつけて誰れにでも判る様にして置き、此れ等が古代に在りて

はどの位優秀なものであつたかを外國人に知らしめ、今迄の不名譽を一舉に恢復されんことを政府當局へお勧めする。實に我國に於ける奈良時代の鬼瓦の如き、獸面なる蓮花紋なるを問はず、例へば印度古代の佛教建築に於ける文様——*Tanait, Sanchi* 等の塔婆玉垣の *Nodalion* の如き——或は伊太利に於ける *エトルリア* の *Gorgone Antefissa, Palmata Antefissa* 等に比して優るとも劣るものでないのを知つてゐる外國人は全くないのだから——遠慮のないところ日本人もあまりあるから——心細いのである。

五。鬼瓦の序でに鬼板の新例(?)を紹介しておく。宇治郡宇治村、宇治電車黄蘗の停留場より東へ五六町許り行くと、府社許波多神社といふのがある、此頃建築學科學生服部勝吉氏は此の社へ参拜した序に、寶物中にあつた鬼板をみて摺本を作り持ち歸つてみせてくれた。同氏の話によると、

表面と側面とは漆箔で、裏面は溝の内迄全部立派に黒漆塗になつてゐるさうである。此の裏の溝は箱棟の横板が入り込んだと思はるゝが、何の爲めこんな所迄黒漆を塗つたのか。

鬼板の表面中央には小さい釘孔三つと圓形のかたがついてゐるのは、いづれ鍍金した飾金具を打つたのであらう、そして上部にも鳥衾が引かゝつた跡があるさうだから、此れは一度は屋上に用ひられたものであらう、而も大變によく保存されてゐるといふから、多分上屋が架けてあつたのであらう、夫れを改築の際か何かに下ろし、表面が漆箔で立派だから裏へ黒漆を塗つて保存したのではあるまいか。或は此鬼板は金峰山寺本堂(大和吉野)内陣厨子の大棟の夫れ(第六十圖)の様な位置に用ひられたのかも知れぬが、さうとすれば建物は餘程大きくなければならぬ、だから用ひたとすれば屋外で上に素屋根がかゝつてゐたと考へる方がよからう

と思はれる。

摺本で測つてみたら、高一尺二寸五分・巾二尺二寸であるが、足元を入れると高二尺四寸で、厚さは三寸位あつたさうであるから可なり大きい、そして全體は一木から刻み出してあつたさうであるから果してさうなら大したものだが、或は中央に縦につき目があつたのが、塗つたゝめに隠されて了つたのではあるまいか。

時代はしつかり判らぬ、裝飾の點から考へると桃山らしくもあるが、様式からだど江戸初期とも思へる、だから桃末乃至江初位の所であらう。

六。東大寺法華堂の前に三昧堂がある、法華堂が一般に三月堂として知らるゝ如く、三昧堂も亦四月堂といつた方が早分りがする。此れは二重四注本瓦葺で、下層は軒反り大してよくないのに反し、上層は眞反りの上に少しく反り過ぎてゐる様である、治安元年の建築ださうだから正に鎌倉時

代である筈だが、何だか木割の細い有難味の少ない建築で、建て、から何度も修繕が入り大概は變つて了つたらしく、確かに古いと思はるゝのは扉

と虹梁位である。尤も私は今迄一度も此堂の内部に入つた事がなく、いつも正面格子の紙の貼つてないところから覗くだけで、内部は薄暗いからよく判らぬ、だから入つてみたらごんな立派な者があるかも知らぬが、まづさう大した者はないらしい。

出入口は三個所即ち正側面の中央の間で、そこに前記の扉が釣り込んである。此の扉がまた少し風變りで、外側は棧唐戸になり内側は板が張つてある、即ち片棧唐戸である、だから裏面即ち内側の方には最初繪が描いてあつたのかも知れぬ、その上疑つてみれば當初から此堂の扉であつたのかどうかすらも判らぬ。

堂は大體に於いて福智院に似てゐる、そして福智院は下層は駄目だが上層はあの通りであるか

ら、特建たる此の四月堂よりずつと鎌倉らしく見えるのである。

此の四月堂には降り棟が八つあり、從て合計十六の鬼瓦が乗つてゐるが、其内上層の東北角にあるのは、一の鬼二の鬼共三面である、降三世明王が、金剛夜叉か、摩利支天か、いづれそんな連中の顔であらう。三面の鬼は珍らしいといふ丈けで古いものでもなければ傑作でもない。江戸時代であらう。銘文が一ぱい横にかいてあるが下からは一字も讀めない。

四月堂の前から北に突き當り左へ曲ると、塔頭中性院の前へ出る。此の大棟の鬼には「翁」の面がつけてある、里俗ニコ／＼瓦と呼ぶさうである、此れも新しく且つゝものではない、こんなのは他にいくとも見た様だが今思ひ出せぬ。

七。前號に奈良市氷室神社の鈴附の鬼板の事をかいた（前號第一三三頁下段及び第七十四圖参照）、夫れについて十月六日樋



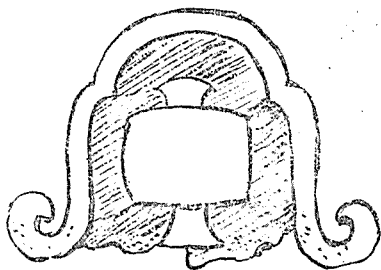
畑雪湖氏より書面を受取つた、其内にかうある

……第四回同誌(史林第九卷第四號)上鈴のつき候鬼瓦を拜

右、唐瓦の遺物と稱し  
あ、所、出立の白、也、也

大正十三年十月六日  
畑雪湖氏より書面を受取つた、其内にかうある

### 第七十四圖之貳



大正十三年十月六日畑雪湖氏

見して座ろに思ひ出し候は客年九州漫遊名護屋の城墟を見物せし際同地の舊家松尾氏の邸宅に

て種々の遺物を一見せし際別紙の鬼瓦を一見面

白く感じ候まゝ寫生帖より寫しとり入御覽候萬

一御參考にも相成候は、幸甚の至に御座候老生

は鐸鈴に就き少しばかり研究せしものに有之候

神子との關係上殊に興ある事と存候倉屋敷に打

出の小槌を描出したる豊公流の着想が相一致す

る所に面白味を生じ得貴意候事と相成候次第に

御座候……(て此の承認を得  
て此れを掲ぐ)

もう彼此三十年にもならうが、私が初めて志賀重

昂氏著の『日本風景論』の挿繪で同氏の名を知つた

以來、今以て面謁の機がないのであるが、其の未

見の樋畑翁より九州所在の小槌附の鬼板の寫生圖

迄入れて、態々書面を送られた事は、大に光榮で

あると同時に、厚意感謝に辭なき次第である。

桃山以降、殊に江戸時代に入つてからは鬼板に

いろ／＼なものをつけた。紋章は勿論、寶珠・小槌・

所謂福神(蛭子)等、或は多分火伏の禁厭であらう

が「水」字をかいたりしてある、これは田舎の農家の妻の煙拔きの孔の代りに「水」字型に板を切り抜いてあるのと同じ考へから來たのであらう。第七十三圖(前號第一二六頁)右下②の慶長九年の鬼瓦にも眉間に小槌がついてゐるのは圖にも明らかに現はしておいたし、説明にもかいておいた(第一二七頁下段第一行)から参照され度い。

此所に第七十四圖の二として、樋畑氏の承認を得たから、同氏より贈られた圖を掲げておく、此れは輪廓が大體氷室神社の鈴附のに似てゐるから江戸時代であらう、古くとも桃山よりは上らぬものと思ふ。

滋賀縣栗太郡下田上村大字枝里に村社毛知比神社といふのがある、其社所藏の鬼板上端に左の銘が刻みつけてある

元祿十六癸未年八月日江州栗本郡田上里村御棟瓦

明神御本社

御棟瓦

藤原朝臣飯塚 出雲守源

同州志加郡大津松本住人清次作

これは二つあるが、字配に多少の差がある丈けで文句は同じである。

其面には第七十八圖(此の圖次號に掲ぐ)第三列右端の、様な鳳蝶あひだこぶかがつけてある、但し左向で觸角を缺く。瓦は其面が垂直面をなしてゐるのに、この鳳蝶は少しく前方へ傾けてつけてあるから、下からみたときは大分に工合がいゝ筈である。其下方には小型の足元がつく様になつてゐるが、これはあつてもなくともいゝものである。

此鬼板は、瓦としてはつまらぬものであるが、鳳蝶をつけたのと、其鳳蝶を少しく前の方へ傾けたところに、出雲守源清次氏の新案がある(つゝ)のが面白いで記したのである。

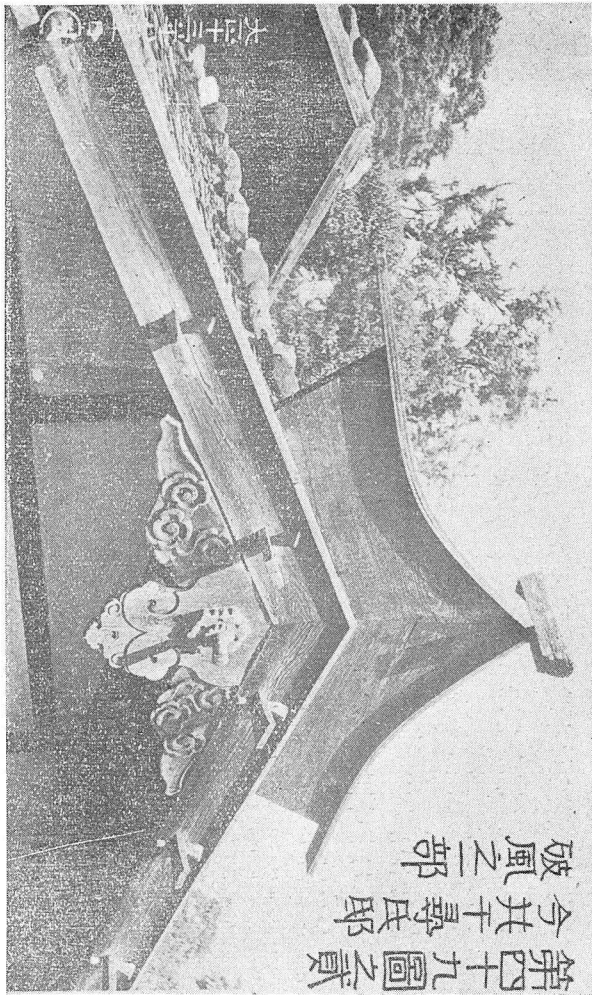
其面に扇子をつけたのや、記をつけたのや、一

々記したら無数にあらう。

八。第八卷第四號(大正十二年十月發行)に懸魚の事を記したが、此時も同じく三才圖會を引いた中に、近頃民家に懸魚をかくる事を禁じたが、簡單なのをつ

けて、夫れを桁端隠と呼んでゐる、とあつた。

(同號第二三九頁上段參照)、此禁は後に緩んだものらしい、今でも京都府下の或る地方の農家の破風の拜みには立派なのが下がつてゐる、私は今迄この面白い妻は



京都附近に限られて

ゐると許り思つてゐ

たが、今夏圖らずも

長野縣諏訪郡内で二

三みた、其一は平野

村大字今井の今井千

尋氏邸、其二は大洲

村大字神宮寺の矢島

正守氏邸、其三は宮

川村大字高見の守矢

眞幸氏邸であつた。

普通なら駄目だが、

上記の三家は何れも

由緒ある家柄であるからとて、往昔特に許されて懸魚を下けたとある。何れも堂々たる大邸宅で緩勾配の切妻妻入造、破風上の鬼板も一種の形をなし、又は鬼板より脱化して菱格子に組まれてゐる。破風板のどめ方も『コツナ』と稱する一種の補助材を用ひておつて甚だ面白い。懸魚其物は何度かとりかへられ今上つてゐるのは形は拙いが申々立派なもので大きくて、京都府下の民家の等は比べものにならぬ幸に寫真數葉をとつておいたから、此所に網目版

第四十九圖之參  
今共千尋氏邸破風之二部側面



として其の一二を掲げ、此の著しく地方的色彩を帯びたる民家の破風と懸魚と鬼板とを紹介しておく事にした。

破風序でにもう一つ附け加へておく。第九卷第

二號第七十九頁の上段より下段にかけて、寺の庫裏の破風には途中で態と接いだのがあるといふ事をかき、そして四五の實例を擧げておいたが、宇治鳳凰堂の向ひ側、即ち宇治河東岸の興聖寺庫裏も亦然りて、破風は立派に途中で接いであり、屋根の留蓋(出後)も此のつぎ目の上と軒と二つついてゐる。

九。第五卷第四號第九十一頁に鎌倉時代の木鼻を集めた第二十六圖中、左下に近く海龍王寺講堂向拜のをかいておいたが、實はあれはずつと以前に奈良縣廳にあつた實測圖から、木鼻ばかりを大分に寫して手帳にかいてあつた中から選り出して一枚の圖にしたのであつた。然るに其後行つてみると、向拜には大分に手が入つて居り、鎌倉以後今日迄に少なくとも三度位は修理がしてあるやうだ、夫れで虹梁も木鼻も材料は勿論鎌倉のものと思へぬ。尤も堂其物は唐様の料枳をもち、圓柱にも大きな粽があるに反し、向拜の角柱には粽なく

料枳も和様だが、さうだからといつて向拜は後につけたと速断は出来ぬ。現在の向拜柱二本のうち、向て左の方は古く右の方は新しくして仕事もぞんざいである、今其左方の柱に就て寸法をとつてみると、方八寸五分、面見付一寸一分ある(詳しくいふとこのころ一寸のころとあるが、)大部分は八寸五分と一寸一分である) だから面見付と柱大さとの關係は約 $1\frac{1}{7}$ である、だから其割合は鎌倉とみて差支あるまい。(第六卷第三號第一、五三頁上段參照)これは或は見損ひかも知れぬが料枳にも古いのが一つ二つある様だから、向拜を修理する際柱一本と料枳一二を用ひ、残りを取變へたと考へてもよからう。さうすると、木鼻其物は例へ堂のご全然異なるにせよ、當初からあの通りであつたのを材料丈けとしかへて、そつくり在來の通りまねをしたと思へぬ事もない、なせならあの木鼻の様式は鎌倉であるとしても少しも不都合がないからである。

だから五年も前の事を今更申譯をしないでもないかも知れぬが、あれをあの際實地を一應見なほす事なく、いきなりあすこへかき、たゞ漫然と鎌倉時代へ入れておいたのは、甚だしき不注意であ

つた、だから此際、これ丈けのことを書き加へておくのである。

一〇。方柱の面について豫てから時機を待つてゐたが、前項に少し書いたから此機會につけ加へておく事にする。第五卷第二號第一三八頁下段より第一三九頁上段にかけて方柱の面の事を記し、現存の實例で行くと古いのは平等院鳳凰堂や富貴寺大堂等何れも平安時代後期で、面巾最大であり、以降新しくなる程狭くなるさかいたが、あの時の考へでは飛鳥奈良時代の方柱は特殊だから除外したのであつた。併しさうしたのはよくなかつたから此際

『飛鳥時代の方柱は今ではたゞ玉蟲厨子宮殿四隅に於いて觀得る丈けである。あれには面はない。奈良時代前期の方柱また橘夫人厨子の四隅に在つて同じく面はない。以上の二例は何れも工藝品ではんどうの建築でないから、玉蟲の反りつきの圓樞や増しなしの破風と同様、當時の實際の建築に用ひられたかどうか判らぬ。

次は法隆寺金堂・塔婆及び藥師寺東塔に於け

る裳層の柱であるが、あれも四角で面はない。また法隆寺東院夢殿の連子窓の間に用ひてある方柱は、榮山寺八角圓堂に於けるが如く單に連子窓間の境の役目をしてゐるのではなく、下から上迄通つてゐる上には三斗がのつてゐる立派な柱だが面はない。此れ等の柱のうちには無論後世取りかへられたものあらうが、全部がさうでない事は確かである。故に鳳凰堂の庇柱位を例にとり古い程面は廣いのであると言ひ切る事は出来ぬ、だから少なくとも奈良時代には面のない方柱もあつたが、此れ等は姑く措き面の取つてあるの丈けを考へてみると』

丈けを初めに加へ、あの文の初まりの

『正方形の柱はないので必ず太いか細いか「面」が取つてある』  
を削らねばならぬ。

尙序でに法隆寺聖靈院と同三經院の正面廣椽の方柱に就いて少しく書き度い事があるが、餘り長くなり過ぎる様だから、『立面』に就いて記す時迄延期する事にした。(大正十三年十一月十四日追記)